

申請の期限は

12月17日(必着)です

● **臨時福祉給付金**

● **子育て世帯**

臨時特例給付金

対象となる方には、申請書を郵送しました。まだ申請していない方は、お早めに申請してください。

★給付を装った「振り込め詐欺」

「個人情報」の詐取にご注意を

新宿区から区民の皆さんに直接、臨時福祉給付金などに関する電話や訪問をすることはありません。

申請手続きなどのお問い合わせは

新宿区臨時福祉給付金等

専用コールセンター

☎0120(78)9292(無料)

【開設期間】12月17日(水)まで
(土・日曜日、祝日等は休み)

【受付時間】午前9時～午後5時
(火曜日は午後7時まで)

コールセンターでは給付金の制度、申請方法、申請書や支給決定通知書の発送状況について、オペレーターがご案内しています。

「実際に給付金の対象になるか」など個別の内容は、下記の臨時福祉給付金等対策室にお問い合わせください。

【給付金事業の担当】新宿区臨時福祉給付金等対策室
(本庁舎6階)☎(5273)4351・☎(5273)4366

● ● ● 自転車を盗まれる被害が急増しています ● ● ●

被害の5割以上が無施錠の自転車です!

今年1月～7月の区内の自転車盗は935件で、昨年同期と比べて133件も増加しています(16.6%増)。

路上駐輪や無施錠の自転車が狙われています。買い物等の短時間でも路上には放置しないこと、必ず施錠することを心掛けましょう。

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階)☎(5273)4592・☎(3209)4069へ。



民間賃貸住宅の家賃を助成します

子育てファミリーや学生・勤労単身者を対象に助成しています。

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階)☎(5273)3567・☎(3204)2386へ。

子育てファミリー世帯向け

【対象】26年10月1日現在、次のすべてを満たす世帯、50世帯

▶区内の民間賃貸住宅にお住まいで、住民登録している

▶義務教育修了前のお子さんを扶養し同居している

▶25年中の世帯の年間総所得が510万円以下

▶月額家賃が22万円以下で滞納していない

▶住民税を完納している

▶26年度に区の転入転居助成による「予定登録申請中」でないか「予定登録決定」「助成」を受けていない(「予定登録決定」は26年10月1日以前に有効期間が満了しているものを除く)

▶ほかの公的住宅扶助を受けていない等

【助成期間・金額】5年間を限度に月額3万円

学生・勤労単身者向け

【対象】26年10月1日現在、次のすべてを満たす単

身世帯、30名

▶区内の民間賃貸住宅にお住まいで、住民登録している

▶18歳～28歳(昭和60年10月2日～平成8年10月1日生まれ)

▶月額家賃が9万円以下で滞納していない

▶ほかの公的住宅扶助を受けていない等

【助成期間・金額】3年間を限度に月額1万円

……………<以下共通>……………

【申込み】所定の申込書・封筒で、10月15日(水)(消印有効)までに郵送してください。ファックスでは申し込みません。申込書と募集案内は、10月1日(水)～15日(水)に住宅課、区政情報センター(本庁舎1階)、子ども家庭課(本庁舎2階)、特別出張所、区立中央・四谷・鶴巻図書館で配布します(図書館は休館日、そのほかは土・日曜日、祝日を除く)。10月1日(水)から、新宿区ホームページからも取り出せます。

※申し込みが募集数を超えた場合は公開抽選します(10月29日(水)午後3時から、区役所第1分庁舎1階ロビーで)。詳しくは、募集案内でご確認ください。

高齢者クラブの 会員を募集

6月の春季高齢者福祉大会から



区内には、地域ごとに結成された123の高齢者クラブがあり、約6,300名の会員が自主的に活動しています。

区では高齢者クラブの活動経費の一部を助成しています。「生きがい」「趣味」を通じた仲間を見つけたいと考えている方は、高齢者クラブにご参加ください。

【対象】区内在住で58歳以上の方

【主な活動】

▶社会奉仕活動…道路・公園の清掃、交通安全・防犯運動への協力ほか

▶友愛活動…ひとり暮らし高齢者への訪問や声掛けほか

▶健康増進活動…ラジオ体操、歩行会ほか運動が中心の活動

▶生きがい活動…歌や踊りなど趣味の教室・講習会の開催ほか

▶その他…旅行会・親睦会・新年会ほか

※区内の高齢者クラブで構成する新宿区高齢者クラブ連合会では年間の事業計画を策定し、歌舞伎町の清掃活動、ウォーキング、歌や踊りを披露する春と秋の高齢者福祉大会、グラウンドゴルフ大会、輪投げ大会、囲碁・将棋大会などを実施しています。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階)☎(5273)4567・☎(5272)0352へ。

10月からのふれあい入浴証 申請はお済みですか

対象の方に、区内の公衆浴場を月4回無料で利用できる「ふれあい入浴証」を発行しています。26年度の入浴証は、前期分(4月～9月)と後期分(10月～27年3月)に分けてお渡ししています。後期分の申請がお済みでない方は、お早めに申請してください。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階)☎(5273)4567・☎(5272)0352へ。

【入浴証の対象】

区内在住で、次のいずれかに該当する方

▶60歳以上の方

▶身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

▶児童育成手当を受給し未就学児を扶養している方

●まだ後期分の入浴証を申請していない方は

住所・氏名等が分かるもの(健康保険証等)、要件に

より身体障害者手帳等や児童育成手当認定兼支払通知書をお持ちの上、高齢者福祉課または特別出張所で申請してください。10月以降も申請できます。

●すでに後期分の入浴証を申請した方には

4月1日以降に専用はがき等で申請した方には、資格要件の確認後、9月19日(金)から順次、後期分の入浴証を発送します。10月になっても入浴証が届かない場合は、お問い合わせください。



ゆゆう健康教室 心も体もいきいきと

【日時・会場・内容】下表の通り。時間は午後2時～2時45分

【対象】区内在住の60歳以上で「ふれあい入浴証」をお持ちの方、各回20名程度

【申込み】「ふれあい入浴証」をお持ちの上、当日直接、下記の会場へ。先着順。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階)☎(5273)4567・☎(5272)0352へ。

会場	第1回	第2回	第3回	第4回
松の湯 山吹町16 ☎(3268)6248	9月18日(木) おいしく食べて健康増進	9月25日(木) お口の体操1・2・3	10月2日(木) 心と体を元気にさせる生活術	10月9日(木) 今日も元気にいきいき健康体操
若葉湯 若葉2-11 ☎(3351)8847	9月24日(水) 心をこめてフラダンス	10月1日(水) 脳活しよう! 心と体いきいき生活	10月8日(水) 口からはじめる! いきいき健口生活	10月15日(水) いきいきと元気に暮らすための食事法
世界湯 高田馬場3-8-31 ☎(3371)2409	11月4日(火) 楽しく歌おう	11月11日(火) 元気モリモリ栄養指南	11月18日(火) 心と体の健康生活	11月25日(火) お口から元気をキープ
万年湯 大久保1-15-17 ☎(3200)4734	11月12日(水) 健康・元気な食生活のポイント	11月19日(水) 心と体をいきいきさせるポイント	11月26日(水) 楽しく歌おう	12月3日(水) お口元気な機能維持のポイント
大星湯 市谷台町18-3 ☎(3351)7625	11月20日(木) おいしく食べて健康増進	11月27日(木) お口の体操1・2・3	12月4日(木) あらあら不思議 南京玉すだれ	12月11日(木) 心と体を元気にさせる生活術